

市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 7月17日

昭島市長 臼井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道西185号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場 所 都市整備部管理課  
期 間 令和 8年 7月17日から令和 8年 7月31日まで

# 市道路線供用開始位置図

## <市道西185号>

### 供用開始前の表示

起点 宮沢町一丁目311番  
 終点 上川原町三丁目703番  
 延長 630.98メートル  
 幅員 6.00メートル

### 供用開始後の表示

起点 宮沢町一丁目311番  
 終点 上川原町三丁目703番  
 延長 630.98メートル  
 幅員 6.00～7.10メートル

### 供用開始する区間の表示

起点 宮沢町一丁目311番  
 終点 宮沢町二丁目310番  
 延長 31.66メートル  
 幅員 6.01～7.10メートル

